

職員の定年引上げに係る地方公務員法改正等に伴う関係条例の一部改正について

1 主旨

少子高齢化による生産年齢人口の減少や、複雑高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、高齢期職員の能力・意欲を最大限に活用しつつ、次世代にその知識、技術、経験などを継承するとともに、組織全体としての活力を維持していくために、国家公務員法等及び地方公務員法において、定年の段階的引上げや高齢期職員の新たな勤務制度の創設を内容とする改正が行われた。

これに伴い区においても、関係する人事・給与制度の条例について必要な改正を行う。

2 法改正の概要

「職員の定年引上げに関する改正の概要」【別紙1】

3 条例改正の概要

「令和4年第3回定例会提案予定条例一覧」【別紙2】

4 新旧対照表

【別紙3 - 1 ~ 13】のとおり

5 今後のスケジュール

令和4年 9月 第3回区議会定例会に關係条例の改正について提案

令和5年 4月 定年引上げに係る地方公務員法施行

法改正に伴う主な制度改正

職員の定年引上げに関する国家公務員法等及び地方公務員法の改正に伴い、世田谷区でも以下の内容について改正する。

1 定年の段階的引上げ

- 現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13～14年度
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年年度	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年

引上げ期間中の任用例

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和37年度生	60歳 常勤	61歳 暫定再任用 (フル・短)	62歳 暫定再任用 (フル・短)	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)		
昭和39年度生	58歳 常勤	59歳 常勤	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)

定年の段階的な引上げの開始 (R5.4.1～)

本則での任用

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
昭和42年度生以降	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 常勤 定年前再任短	64歳 常勤 定年前再任短	65歳 常勤 定年前再任短

2 給与に関する措置

給料月額に関する措置

- 60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額額の7割とする。
- ただし、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額額の7割とする。

退職手当に関する措置

- 60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。
- 61歳に達する年度における給料月額額の7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。
- 役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。

【参考：退職手当の算出方法】

退職手当	基本額	「退職日の給料月額」×「退職事由・勤続年数に応じた支給率」により算出
	調整額	退職前20年間の職層に応じて算出

3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理職については、原則として60歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用する。
- ただし、職務遂行上の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により常勤職員を退職のうえ、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

5 暫定再任用制度の導入

- 定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から65歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を存置する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用制度と同様とする。

6 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の勤務形態等に係る意思を確認するよう努める。

令和4年第3回定例会提案予定条例一覧

名称	所管課	主な条例改正の概要		施行日	新旧対照表
		定年引上げに伴う改正内容	定年引上げ以外の改正内容		
1 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。(第1章第3条、制定付則第4項) ・管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入(第3章) ・定年前再任用短時間勤務制の導入(第4章) ・「職員の再任用に関する条例」の廃止(改正附則第2条) ・暫定再任用制度の導入(改正附則第5条) ・情報提供・意思確認制度の新設(制定付則第6項) 定年前再任用、暫定再任用希望者に対する勤務内容等の明示等の手続き(準備行為)は、新条例の施行前においても行えることを定める。(改正附則第3条)	-	令和5年4月1日 公布の日	別紙3-1
2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。(制定付則第13条) ・61歳に達する年度における給料月額7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。(制定付則第13条) ・役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。(第10条) 	雇用保険法の改正に伴い、雇用保険法における失業給付額より、退職手当の額が低い場合に差額を支給する「失業者の退職手当」について、支給期間、給付日数等に係る規定の整備を行う。(第13条第4項、制定付則第11条) 職業安定法の改正に伴い、引用条項の改正等を行う。(第13条第8項)	令和5年4月1日 公布の日 令和4年10月1日	別紙3-2
3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額7割とする。 ・ただし、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額7割とする。 ・定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度の導入に伴い、それぞれの給与等の取扱い(現行の再任用制度と同様)について定める。 	-	令和5年4月1日	別紙3-3
4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課				別紙3-4
5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課	管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の例外措置により、61歳以降も引き続き管理職として任用される職員について条例適用の対象外とする。また、「再任用短時間」を「定年前再任用短時間」に改める改正、引用条項の改正等を行う。(第2条、第7条、第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業を原則2回まで取得可能とする地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数の緩和等に係る規定の整備を行う。(第3条) ・非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和のための規定の整備を行う。(第2条、第2条の3、第2条の4) 	令和5年4月1日 令和4年10月1日	別紙3-5
6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課	管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の例外措置により、61歳以降も引き続き管理職として任用される職員について条例適用の対象外とする等の改正を行う。(第2条第2項)	-	令和5年4月1日	別紙3-6
7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	人事課	管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の例外措置により、61歳以降も引き続き管理職として任用される職員について条例適用の対象外とする。また、「再任用短時間」を「定年前再任用短時間」に改める改正、引用条項の改正等を行う。(第2条第2項)	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の解散に伴い、派遣することができる団体から当該団体を削除する。(第2条第1項)	令和5年4月1日 公布の日	別紙3-7
8 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	人事課	No.3の改正に伴い、現に受ける給料に応じた減給となるよう改正する。(第3条)	-	令和5年4月1日	別紙3-8
9 世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	人事課	「再任用短時間」を「定年前再任用短時間」に改める改正、引用条項の改正等を行う。	-	令和5年4月1日	別紙3-9
10 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課				別紙3-10
11 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課				別紙3-11
12 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	職員厚生課				別紙3-12
13 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務課				別紙3-13